

広報 よしおか

広報



2022

6

No.375

吉岡町役場

検索



Yoshioka Public Relations

目次

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ	P2
令和4年度 自治会長紹介	P3
町の財政状況	P4~5
町政ニュース	P6~14
健康・子育て/図書館	P15~17
くらしの便利帳/スポーツの話題	P18~19
6月Information	P20
HOTSHOT	P21
よしおかスケジュールカレンダー	P22



今月の表紙

交通安全教室

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

1～3回目の接種について

●対象

満5歳以上の人（満5歳～満11歳の方は小児用ワクチンを接種します）

●町に転入した人の接種券について

前住所地で発行された接種券は使用できません。町の接種券発行を希望する人は健康づくり室までお問い合わせください。

●医療機関で実施する個別接種について

満12歳以上の人 6月19日⑩までの予約を受け付けています。

満5歳から満11歳までの人（小児用ワクチン） 6月26日⑩までの予約を受け付けています。

追加接種（4回目）について

●対象

3回目接種から5カ月以上経過しており、次のいずれかに該当する人

①満60歳以上の人

②満18歳～満59歳で、基礎疾患を有する人やその他重症化リスクが高いと医師が認める人

●接種券について

満60歳以上の人 3回目接種から5カ月が経過する方に接種券を順次発送予定です。接種を希望する人は、接種券が届き次第予約をしてください。

満18歳～満59歳の人 3回目接種から5カ月が経過する方に接種券の発行申請書を発送します。基礎疾患を有する人や、その他重症化リスクが高いと医師が認める人は、申請書を保健センターへ郵送してください。詳細については接種券の発行申請書に同封する通知をご確認ください。

※ファイザー社または武田／モデルナ社のワクチンを使用します。

●予約方法について

町コールセンター

☎050-5445-3744（☎・☎・☎も受け付け可）

群馬県デジタル窓口（LINE）

右の二次元バーコードを読み取って登録をしてください。



群馬県デジタル窓口

問い合わせ先

健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)

令和4年度

自治会長 紹介

連合会会長
あいさつ



南下自治会
野村 恭弘
南下773番地1

この度、皆さまからのご推挙をいただき、連合会長に就任することになりました。

吉岡町は、日常生活の利便性やアクセスの良さなどから人口増加が続けている全国的にも数少ない町です。そのため、自治会に対する要求も多岐にわたっておりますが、皆さま方からのご指導を賜りながら、重責を担わせていただきたいと思います。

さて、現在のコロナ禍を取り巻く環境において、大変難しい自治会運営に迫られております。それ以外にも自然災害など、町民皆さまの日常生活において思わぬ危機が訪れるかもしれません。そのような中でも、住民同士のつながりを大切にし、各自治会の連携を密に取りあい、町民皆さまをはじめ、町や各種関係機関のご協力をいただきながら、微力ではありますが、誠心誠意尽力して参りたいと思っております。

結びに、どうか新型コロナウイルス感染症が1日も早く終息し、皆さまの元気な笑顔がみられるようご祈念申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。1年間よろしくお願ひ致します。

令和4年4月21日

南下自治会長 野村 恭弘



下野田自治会
神宮 辰夫
下野田乙911番地



上野原自治会
須藤 利仁
上野田1329番地550



上野田自治会
森田 重文
上野田435番地2



小倉自治会
小林 稔幸
小倉408番地8



大久保寺上自治会
金谷 重男
大久保1544番地



大久保寺下自治会
小林 一則
大久保1137番地3



陣場自治会
石関 隆雄
陣場116番地



北下自治会
大井 正昭
北下1222番地



漆原東自治会
榊原 良則
漆原599番地



漆原西自治会
金井 純一
漆原896番地2



駒寄自治会
千明 誠
漆原1383番地6



溝祭自治会
坂田 昭二
大久保64番地1

町の財政状況

令和3年度の予算の執行状況をお知らせします。

令和3年度下半期の財政状況として、一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計それぞれの令和4年3月31日現在の予算の執行状況をお知らせします。

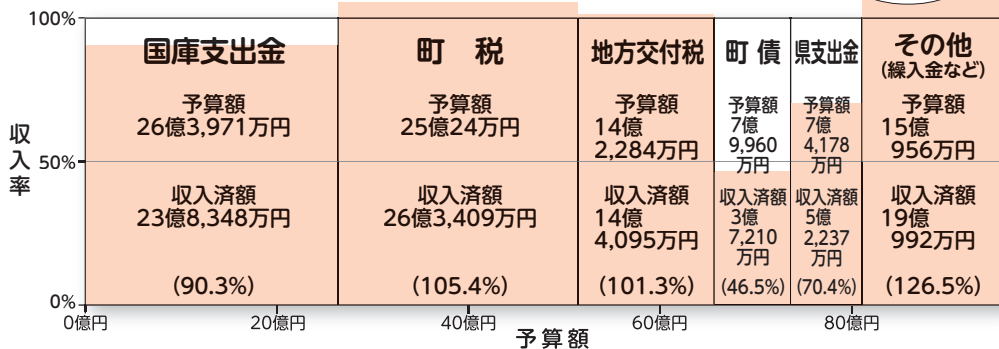
一般会計の予算総額は、84億4,900万円の当初予算でスタートし、12回の補正予算により、96億1,373万円となっています。

一般会計

予算額96億1,373万円

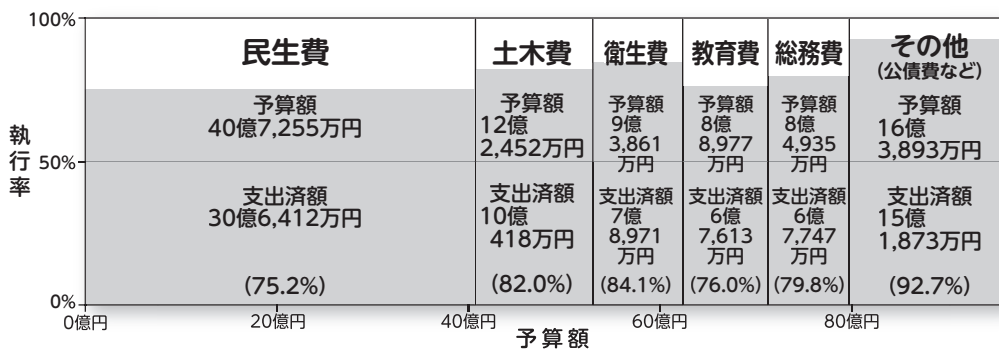
歳入

収入済額
92億6,291万円
(収入率：96.4%)



歳出

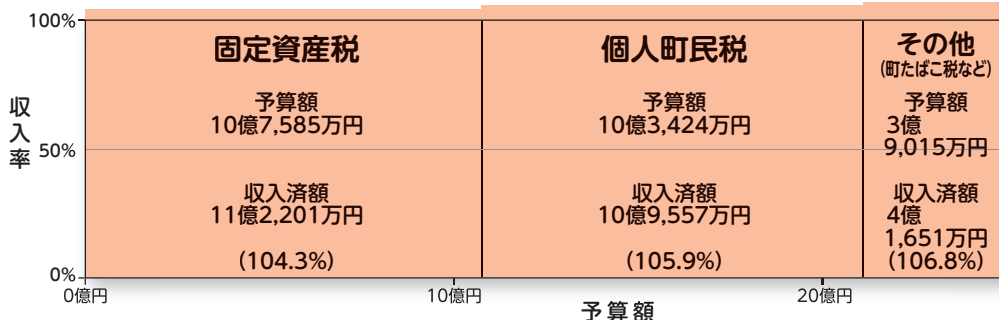
支出済額
77億3,034万円
(執行率：80.4%)



町税収入状況

予算額
25億24万円
収入済額
26億3,409万円
(収入率：105.4%)

町民1人当たり
11万9千円
1世帯当たり
30万5千円



主な補正予算内容

★新規事業

歳入

子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費・事業費補助金★ 4億5,299万円
財政調整基金繰入金 △4億1,977万円
普通交付税 3億8,284万円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費・事業費補助金★ 2億6,587万円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1億3,974万円
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 △1億2,169万円
固定資産税(現年課税分) 1億1,561万円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1億1,310万円

歳出

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業★ 4億6,803万円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業★ 2億6,587万円
新型コロナウイルスワクチン接種事業 2億6,172万円
元気応援券事業 7,576万円
吉中北校舎屋上防水改修事業★ 3,850万円
町道改良工事(単独) 3,500万円
低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 3,181万円
小規模事業者等応援給付金事業 1,800万円

(上記の金額は、令和3年度第1回から第12回までの補正予算における累計金額となります。また、★印のものは、令和3年度下半期において新規に計上された予算となります。)

水道事業会計

収益的収入および支出 水道事業の営業活動による収入(水道料金・加入金など)と支出

	予算額	執行済額	執行率
収入	4億3,583万円	4億5,161万円	103.6%
支出	4億2,990万円	4億1,704万円	97.0%

資本的収入および支出 水道施設の拡張、整備などに使うお金と、その財源や借入金返済

	予算額	執行済額	執行率
収入	4億3,010万円	4億2,211万円	98.1%
支出	2億2,182万円	2億1,989万円	91.1%

資産、負債および資本

資産	固定資産	負債	企業債	8億4,705万円
	36億3,810万円	負債	その他	11億9,738万円
流動資産	3億6,712万円	資本	自己資本金	11億1,595万円
		資本	その他	8億4,484万円

下水道事業会計

収益的収入および支出 下水道事業の営業活動による収入(下水道料金など)と支出

	予算額	執行済額	執行率
収入	5億60万円	5億458万円	100.8%
支出	4億8,929万円	4億5,309万円	92.6%

資本的収入および支出 下水道施設の拡張、整備などに使うお金と、その財源や借入金返済

	予算額	執行済額	執行率
収入	2億9,981万円	2億2,405万円	74.7%
支出	3億8,564万円	2億6,366万円	68.4%

資産、負債および資本

資産	固定資産	負債	企業債	22億5,131万円
	67億5,790万円	負債	その他	4,047万円
流動資産	2億1,796万円	資本	自己資本金	16億3,652万円
		資本	その他	30億4,756万円

特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
学校給食事業特別会計	1億2,323万円	1億1,332万円	92.0%	1億1,386万円	92.4%
国民健康保険事業特別会計	19億389万円	17億3,478万円	91.1%	16億8,997万円	88.8%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	422万円	380万円	90.1%	7万円	1.8%
介護保険事業特別会計	15億3,299万円	12億6,412万円	82.5%	13億1,983万円	86.1%
後期高齢者医療事業特別会計	2億1,560万円	1億5,739万円	73.0%	1億9,191万円	89.0%

※一般会計から特別会計への繰出しを出納整理期間(4~5月)に行うため、支出済額が収入済額を超えている会計があります。
※支出済額が収入済額を超えている各会計の不足額は、各会計間の資金流用などで対応しています。

町債(借入金)の状況

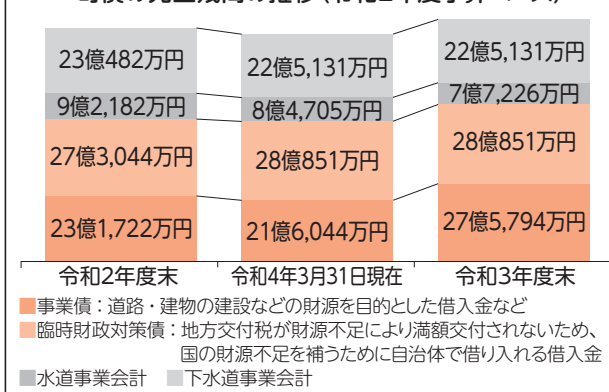
区分	令和4年3月31日現在の町債残高
一般会計	49億6,895万円
水道事業会計	8億4,705万円
下水道事業会計	22億5,131万円
合計	80億6,731万円

町民1人当たり:36万4千円(うち一般会計:22万4千円)

1世帯当たり:93万4千円(うち一般会計:57万5千円)

※人口:22,161人 世帯数:8,638世帯(令和4年3月31日現在)

町債の元金残高の推移(令和2年度予算ベース)



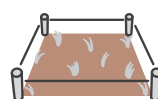
町有財産の状況

基金(積立金)残高:15億1,710万円

町民1人当たり:6万8千円 1世帯当たり:17万6千円

基金名	令和4年3月31日現在残高
財政調整基金 財源の調整のための積立金	11億3,461万円
減債基金 借入金返済のための積立金	3,242万円
その他 湯水対策施設維持管理基金、教育文化振興基金など、特定の用途のある基金(特別会計含む)	3億5,007万円

土地



200万9千㎡

建物



4万9千㎡

出資金



1億4,093万円

スポーツ振興などでご協力いただきます
包括連携協定締結式



5月10日、株式会社ヤマダホールディングス様と包括連携協定を締結しました。相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応しながら、活力ある個性豊かな地域社会の形成および住民サービスのより一層の向上を目指します。

株式会社ヤマダホールディングス陸上競技部は、これまで、クイーンズ駅伝(全日本実業団対抗女子駅伝大会)や東京オリンピック、世界陸上で活躍するだけでなく、陸上競技活動を通じて子どもたちへの教育支援をはじめ地域社会の活性化、スポーツ文化の向上など、社会貢献活動にも取り組んでいます。



▲代表取締役兼専務執行役員 小暮めぐ美様 (写真右)

回収にご協力ください
資源ごみの集団回収に補助金を交付



資源ごみを回収した登録団体(自治会・育成会など)へ次の通り補助金を交付しています。

交付された補助金は自治会や育成会の活動資金になります。回収のご協力をお願いします。

種別	補助単価
ビン類	10円/本
紙類	10円/Kg
金属類(缶除く)	10円/Kg
アルミ缶	10円/Kg
スチール缶	10円/Kg
布類	10円/Kg

申請回数	補助単価
1.2回目	1,000円
3.4.5回目	3,000円
6回目以降	0円

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室

☎ 26・2241 (直通)



小暮めぐ美様(代表取締役兼専務執行役員)からは、「今回の連携をいかに継続していくかが大切。幅広く手がけている事業を生かし、細やかに協力をしたい」とごあいさつをいただきました。柴崎町長は「知見やノウハウをご活用いただきながら、連携してさまざまな事業に取り組んでいければ大変ありがたく、心強い」とあいさつしました。

今後は、スポーツ振興、健康増進、青少年の健全育成、地域社会の活性化、安全安心なまちづくり、環境保全など8項目でご協力いただきます。

補助金を申請すると町環境美化推進協議会からも、1回5,000円の補助金が交付されます。

※年2回までの交付です。別途申請の必要はありません。

▼申請に必要なもの

- 申請書(毎年度初回のみ登録が必要です)
- 実績報告書
- 資源ごみ引き取り整理票
- 回収業者が発行する計量表(回収量が分かるもの)

※申請書などは町ホームページからダウンロードできます。

▼注意

回収方法などについては各団体により異なります。各団体へ直接お問い合わせください。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室

☎ 26・2245 (直通)



今月の納税

町県民税普通徴収…1期

納期限 令和4年6月30日(木)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

渋川広域市町村圏振興整備組合

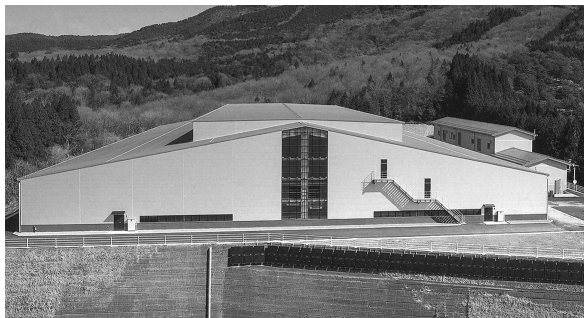
最終処分場候補地を選定しています

町で出たごみは、渋川市、榛東村、吉岡町の3自治体で構成される渋川地区広域市町村圏振興整備組合が運営する渋川地区広域圏清掃センターで焼却処理されます。発生した焼却灰などはエコ小野上処分場に運ばれ埋め立てられています。

最終処分場の建設候補地選定に関する協定は、昭和56年1月に当時の渋川地区広域市町村圏振興整備組合の構成8市町村の中で締結されていますが、平成18年の渋川市の合併を受け、平成20年2月に構成3市町村で、用地選定順位を、渋川市→吉岡町→渋川市→榛東村とする協定書が締結されました。

その後、渋川市からの報告を受けエコ小野上処分場が整備され、その次の最終処分場は本協定に基づき吉岡町が用地を選定することになりました。

町では、自治体としての責任を果たすため、外部有識者



▲現在稼働しているエコ小野上処分場の外観

などから構成される「最終処分場候補地選定委員会」を設置し検討を進めています。今後は選定委員会から提出される答申書を踏まえ、町としての方針を決定し、令和4年度内に渋川地区広域市町村圏振興整備組合に対し候補地選定報告を行う予定です。



▲町ホームページはこちら

▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26・2245 (直通)



春の環境美化週間 ごみ収集場所マナーアップ週間

5月・6月は群馬県の春の環境美化月間です。町では、環境美化推進協議会と各自治会の協力を得て、**6月20日(月)～24日(金)**の期間、ごみの出し方などの一斉指導を行います。

この期間、各ごみ収集場所では腕章を付けた役員が現地指導をします。ご協力をお願いします。

⚠️町指定ごみ袋で出されていないものや、ルールが守られていないものには、注意シールを貼ることがあります。

▶問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2245 (直通)

「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ

6月23日(木)～29日(水)は男女共同参画週間

男性と女性が、職場、学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、町民一人一人の取り組みが必要です。身の回りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

町では、第2期町男女共同参画基本計画の策定に際し、男女共同参画推進協議会委員の公募をしています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



健全な財政運営のために

補助金等審査委員会の委員公募

町が交付する補助金などについて、支出の適正化や透明性の確保の観点から公益性の再検討を行い、健全な財政運営を推進するために設置された委員会です。町民皆さまの意見を反映するために、委員の一部を公募します。

- ▼募集人数 1人
- ▼任期 2年
- ▼報酬 会議1回につき4,400円
- ▼対象 次の全てに該当する人
 - ① 地方公務員法第16条の規定に該当しない人
 - ② 町内に住所を有し、令和4年4月1日現在で20歳以上70歳未満の人
 - ③ 町が設置する附属機関などの委員を3つ以上兼務していない人
 - ④ 当委員会の委員としてすでに構成員を推薦している団体(自治会を除く)に所属していない人

- ▼申し込み
 - 申込書に必要事項を記入し、郵送・持参・FAXまたは



メールで提出してください。
 ※申込書は企画室で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

- ▼申込期限 6月24日(金)必着
- ▼選考方法 原則書類選考
- ※必要に応じ面接
- ▼注意事項 会議の時期は夏以降を予定していますが、状況により開催されない場合があります。ご了承の上、お申し込みください。

- ▼申し込み・問い合わせ先 企画財政課 企画室

☎26・2241(直通)
 ✉kikaku@town.yoshioka.gunma.jp

梅雨がやってくる前に!
 情報の入手方法の確認を

**よしおか
 ほっとメール**

登録はこちら



登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL
<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バーコードを読み取ってください。

テレビリモコン [d]ボタン
 データ放送を通じて、気象情報や、町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先
 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)



教育委員会定例会の傍聴

- 期日 6月22日㊦
 - 時間 13:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 対象 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

危険なブロック塀は
ありませんか？

吉岡町ブロック塀等除却 補助金

ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

※ブロック塀を新たに造る工事部分は補助金対象外です。

補助対象となるブロック塀・工事

国、県、町が管理する道路のうち緊急輸送道路または小学校指定通学路沿いにあるもの

※詳しい対象条件についてはお問い合わせください。

補助金額

1mあたり20,000円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

申請期限

12月28日㊦

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

ブロック塀の安全点検をしましょう

ブロック塀が老朽化してひびや傾きは出ていませんか。

地震の少ないと思われていた地域でも地震は突然発生します。定期的に点検を行い、安全を確認しましょう。詳しくは、町ホームページをご確認ください。



▼問い合わせ先
建設課 都市建設室
☎26-2278(直通)

- ▼補助対象物品
 - 生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター)
 - 生ごみ処理機(電動式)
- ▼対象
 - 購入日および申請日に町内に住所を有している人
 - 町税の滞納がない人
- ▼補助金額
 - 購入費用の2分の1(100円未満切捨て)

- ▼申請に必要なもの
 - 申請書兼実績報告書(町ホームページからダウンロードできます。)
 - 購入および購入額を証する書類(領収書・レシートなど)
 - 品質保証書その他製品の製造者および品名が確認できる書類(品質保証書、取扱説明書など)
- ▼問い合わせ先
 - 住民課 住民環境室
 - ☎26・2245(直通)

- 畜産農家は家畜排せつ物の野積み・素掘りなどは法律で禁止されており、適正な管理が義務づけられています。堆肥が野積み状態で放置された場合、悪臭やハ工などが発生し、近隣住民の迷惑になるだけでなく、環境への悪影響が生じる可能性もあります。耕種農家などにおいても、堆肥や家畜のふん尿は適正な管理をしましょう。
- 堆肥散布は農作物の健全な生育に重要な作業です。町民の皆さまにつきましても、気象状況などによっては、散布された堆肥の臭いが住宅地などに流れることがあります。



- ご理解とご協力をお願いします。
- ▼問い合わせ先
 - 産業観光課 農業振興室
 - ☎26・2281(直通)

ごみ減量化のため 生ごみ処理機器購入費補助金



農作物の生育に必要です 堆肥散布にご理解とご協力をお願いします





駆除費用の一部を補助します

スズメバチの巣駆除費用補助金



安全安心な生活環境維持のため、スズメバチの巣の駆除費用の一部を補助します。
※駆除費用の領収書に記載された領収日から30日以内に申請してください。

▼対象(次の全てに該当する場合)
①スズメバチが活動している巣の駆除であること
②建物または土地の所有者、管理者または賃借する個人であること
③駆除業者によって駆除が行われていること
④同一年度内に、同一の建物または土地において補助金を受けていないこと。

▼補助金額

駆除に要した費用の2分の1(100円未満切捨て)で、上限10,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(巣の撤去費用の明細がわかるもの)
- 状況写真(駆除前後の状況がわかるもの)
- 交付請求書(町ホームページからダウンロードできます。)

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

環境にやさしいまちづくり

令和4年度住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金



住宅用太陽光発電システムを設置する人に補助金を交付しています。

▼対象(次の全てに該当する場合)
①町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した、または自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した
②申請時に世帯全員が町税などを完納している
③所有者全員から同意がとれている
④電力会社との電力受給契約を締結しており、連系開始日(売電を開始した日)が4月1日〜令和5年3月31日の期間である

⑤過去にこの補助金の交付を受けていない(1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り)
※法人・集合住宅及び店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は補助金の対象になりません。

▼対象設備(次の全てに該当する設備)

- ①住宅への設置に適し、低圧配電線と逆潮流で連系するもので、太陽電池の最大出力の合計値およびパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kW未満のもの
- ②起動および停止などに関して全自動運転を行うもの
- ③電力会社と電力需給契約を締結するもの
- ④未使用なもの

▼補助金額

1kW当たり25,000円(1,000円未満切り捨て)
※上限は10万円

▼申請方法

申請書は町ホームページからダウンロードできます。申請書に必要な書類を添付し、窓口へ提出してください。郵送による申請はお受けできません。なお、受付期間中でも予算額に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。受け付けは書類が全て揃っているものを優先します。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

役 場 人 事

人事異動(5月1日付)

福田 真琴
異動前 健康子育て課
異動後 介護福祉課

退職(5月31日付)

大和 美月(介護福祉課)



メーター器周辺を綺麗に

水道検針業務にご協力ください

水道メーターは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

毎月14日から1週間程度(㊤㊶を含む)が水道メーターの検針期間です。下記のような検針しやすい状態の維持にご協力ください。

※検針期間は天候などによりずれることがあります。



まちの花

● 周辺の草や木を除去する。

※夏場は草が繁茂し、検針の妨げになる場合があります。

● メーターボックスの上に自動車や物を置かない。

● 出入り口やメーターボックス付近に犬をつながない。

▼ 問い合わせ先
上下水道課 上水道室

☎ 54・1118 (直通)

工事開始前に業者へご相談ください

家庭用浄化槽設置補助金の交付



まちの鳥

家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かくみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽工口補助金も受けられます。令和4年度分の補助金の申請期限は、いずれも12月28日(㊤)です。

通常、工業者が申請書類などを揃えて町へ提出します。必ず工事を始める前に工業者へ相談してください。

▼ 対象 公共下水道区域および農業集落排水区域を除く全域(ただし、農業集落排水区域では、新規のつなぎ込みができない区域は対象となる場合もあります。)

▼ 補助金額 5人槽 17万4千円、7人槽 22万5千円、10人槽 29万8千円

※浄化槽工口補助金を受ける場合は、右記に加えて10万円

▼ 問い合わせ先

上下水道課 下水道室
☎ 26・2284 (直通)

保守点検・清掃・法定検査など

浄化槽の維持管理を忘れずに

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査に分かれ、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

保守点検 機械の点検・補修や消毒剤の補給などです。家庭用の小型浄化槽では4カ月に1回以上の実施が義務付けられています。

▼ 町内登録業者
保守点検について

(有)前橋環境管理センター
☎ 54・7900

(有)北群馬衛生社
☎ 54・2768

清掃について

(有)茨川衛生社 ☎ 22・0923

(有)関東清掃社 ☎ 22・0294

(有)北群馬衛生社 ☎ 54・2768

法定検査について

群馬県環境検査事業団
☎ 027・280・5222

浄化槽について

中部環境事務所
☎ 027・219・2020

▼ 問い合わせ先
上下水道課 下水道室
☎ 26・2284 (直通)



まちの木

安全な通行のために

樹木の伐採・所有地管理のお願い



道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。強風・大雨など災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力ください。特に、通学路では、**管理の徹底をお願いします。**

土地を所有している人へ

所有する土地などが次のような状態になっている場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

- 道路や歩道に枝が張り出している
- 枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている
- 竹木の繁茂が通行の邪魔をしている

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。

民法717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任
道路法43条 道路に関する禁止条項

▼伐採時の注意

① 歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落事故などが起こらないように十分注意してください。

② 電線や電話線がある場所で作業する場合は、管理者の立会いのもと、行ってください。事前に電力会社や電話会社に連絡をお願いします。

▼電力会社などの連絡先

東京電力群馬カスタマーセンター

☎0120・995・222
または

☎027・898・3406へ
(☎・☎を除く、午前9時〜午後7時※☎は午後6時まで)

NTT(24時間年中無休)

☎113(局番なし)
または

☎0120・444・113

▼土地・道路に関する問い合わせ先

建設課 用地管理室
☎26・2279(直通)

水路が詰まらないように

水路に草やごみなどを流さないでください



近年、草刈り後の草やごみで水路が詰まり、民家や田畑、道路に被害が出る事故が発生しています。また、水路に草やごみが詰まることにより、水が流れなくなり、水路を利用できなくなるケースも多々見られています。

今後もこのような事故が発生

生すると、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑がかかります。田畑周辺の草刈りを実施する際には、水路に草やごみなどが流れないように、注意してください。

▼問い合わせ先

建設課 用地管理室
☎26・2279(直通)

猫の不妊去勢手術費の一部を補助します

動物病院で受ける猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。手術の実施後6カ月以内に申し込みをしてください。
※4月以降に実施した手術に限ります。

対象

町内に住民を有する人が飼っている猫、または責任を持って世話をしている猫(1世帯1年度につき3匹まで)

補助金額

不妊 1匹当たり5,000円
去勢 1匹当たり3,000円



申請に必要なもの

- 領収書(原本)
- 通帳(振込先がわかるもの)

申込方法

窓口で申し込みをしてください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

※予算額に達した時点で受け付けを終了します。

▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26-2245(直通)



くわんとくじつぎの安否確認のために

災害時避難行動要支援者名簿

災害時の避難行動に支援を必要とする人の名簿を作成し、声かけ・見守りなどの地域での支援や、災害時の安否確認に役立てています。

▼登録方式(2種類)

●**手上げ方式**
要支援者が自分の意思で登録します。

●同意方式

自主防災組織(自治会含む)や民生委員などが必要な人に働きかけ、本人の同意を得て登録します。

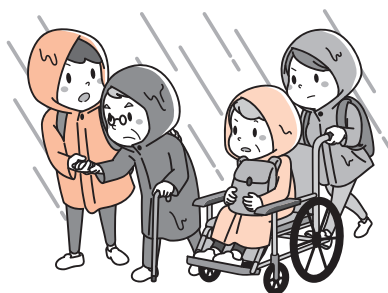
▼登録方法

申請書に必要事項を記入し提出してください。

※申請書は窓口で受け取ってください。

▼**対象**(次のいずれかに該当する人)

- 要介護認定者(おおむね要介護3以上)
- 身体障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の1・2級)
- 知的障害者(療育手帳A・B)
- 精神障害者(精神障害者手帳1・2級)
- 内部障害者



重度障害者等理容美容利用券の交付

対象者と交付枚数が増えたり減ります

- 妊産婦および乳幼児
- 難病患者
- 日本語に不慣れな在住外国人
- 65歳以上の1人暮らしの人
- または高齢者のみの世帯
- その他支援が必要と思われる人

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)

令和4年度から対象者と交付枚数の変更を行い、**重度障害者**の人に、理容美容利用券を交付します。

1枚2,000円相当の利用券2枚を、7月に対象者に郵送します。

▼対象

7月1日時点で町内に住所を有し、次のいずれかの手帳を所持している人

- ①身体障害者手帳1・2級
- ②療育手帳A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

※施設などに入所している人、利用券発送時まで転出・死亡した人は除きます。

▼利用方法

町内の協力理容・美容事業者でご利用ください。

※町内の協力事業者一覧は通知に同封します。

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)



空き家を保有する人へ

老朽危険空家除却支援事業補助金のご案内

老朽化により倒壊などのおそれのある空き家を「老朽危険空家」と認定し除却工事費を補助します。

※対象となる老朽危険空家には必要な条件があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

▼対象

町内に老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼募集戸数 1戸

▼補助金額

除却工事費の5分の4(上限額50万円)

▼申請期限

11月30日(※)

(㊦・㊧・㊨を除く)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室 ☎26-2278(直通)

今月の手話

「吉岡」

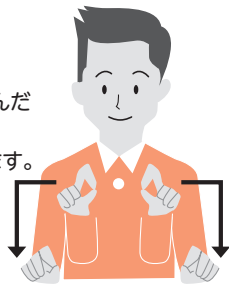
「吉」

右手を握り、親指側を鼻に当てます。



「岡」

前に向けてつまんだ両手2指を左右へ引き離して下ろします。



「吉岡町いきいきサポーター」養成講座

いきいきサポーターは、高齢者のお口の健康・栄養・体力測定法などについて学び、各地域で行う体力測定やフレイルチェックなどをサポートします。

期 日	7月1日～29日 毎週金曜日(全5回)
時 間	10:00～11:30
場 所	老人福祉センター
定 員	20人
申込期間	6月10日(金)～17日(金)※電話で申し込みをしてください。



▲養成講座の様子

申し込み・問い合わせ先 介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)

月1で学ぶ！
消費者の賢コソ

子どもの高額請求トラブル
が増えています！

近年、小・中学生のネットに関する高額請求相談が増えています。特にゲームなどで保護者の知らないうちに、子どもが課金してしまうケースが目立ちます。

トラブルの事例

- 友達に「キャリア決済※1を使うとお金がかからない」と教えられた子どもが、スマホゲームに高額課金していた。
- 親のアカウントを使ってゲーム機で遊び、登録されていたクレジットカードで課金していた。
- 親のクレジットカードを使って、ライブ配信サービスで何度も投げ銭※2をしており、高額請求があった。

※1キャリア決済とは…携帯料金と合算して支払う決済方法

※2投げ銭とは…ライブ配信者応援のため金銭を寄付する機能

トラブルに
あわないために

- 子どもには、クレジットカードやキャリア決済を使うことはお金を使うことと同じであることを伝えましょう。
- クレジットカードの管理やキャリア決済の設定状況の確認を徹底しましょう。
- 親がサイトなどの利用を制限できる「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。困ったときは、消費生活センターなどにご相談ください。

- 渋川市消費生活センター** ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



令和4年6月から児童手当の制度が変わります

1. 現況届の提出が原則不要となります

現況届とは、毎年6月1日現在の状況を審査し、引き続き手当を受ける要件を満たすかどうかを確認するためのものです。令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の現況を住民基本台帳などの公簿で確認します。**児童の養育状況が変わっていない人については、現況届の提出が原則不要となります。**

※下記の人には現況届の提出が必要です。該当者には5月末頃、現況届を郵送しました。期限までに提出してください。

2. 現況届の提出が必要な人(次のいずれかに該当する人)

- ①離婚協議中で配偶者と別居している人
- ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人
- ③支給要件児童の戸籍がない人
- ④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の人
- ⑤その他、町から提出の案内があった人

3. 特例給付の支給に係る「所得上限限度額」が設けられます

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が右表の「**所得上限限度額**」以上の場合、児童手当(特例給付)は支給されなくなります(受給資格消滅となります。)

扶養親族などの数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安※	所得額	収入額の目安※
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族などの数は、年末調整や確定申告で税法上申告した人数です。扶養親族などの数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の人に限る。))または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

※所得上限限度額以上となり受給資格が消滅した後、翌年度以降に所得が「所得上限限度額」を下回った場合、再び支給対象となりますが、改めて認定請求書の提出が必要となります。(所得上限限度額以上となり資格消滅した後、その年度内に所得更正などを行い「所得上限限度額」を下回った場合も手続きが必要です。)

4. 各種届け出のお願い

次のいずれかに該当する場合は、必ず届け出をしてください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった場合
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わった場合(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わった場合
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有することになった場合、または児童を養育していた配偶者がいなくなった場合
- ⑤離婚協議中の人から離婚をした場合
- ⑥受給者の加入する年金が変わった場合(受給者が公務員になったときを含む。転職などを行っても年金の種類が変わらない場合は不要)
- ⑦国内で児童を養育している人で、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受ける場合

※必要な届け出が遅れてしまい、過払いが生じた場合は返還が必要になります。手続きが必要かどうか不明な場合はお問い合わせください。

問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)

歯周疾患検診が始まります

6月から歯周疾患検診を実施します。

いつまでも自分の歯で食事をし、健康な生活を送れるように、検診を受けましょう。

※詳しくは通知をご確認ください。

対象 下記の表に該当し、検診当日町内に住所を有する人

年齢	生年月日
20歳になる人	平成14年4月1日～平成15年3月31日
25歳になる人	平成9年4月1日～平成10年3月31日
30歳になる人	平成4年4月1日～平成5年3月31日
35歳になる人	昭和62年4月1日～昭和63年3月31日
40歳になる人	昭和57年4月1日～昭和58年3月31日
45歳になる人	昭和52年4月1日～昭和53年3月31日
50歳になる人	昭和47年4月1日～昭和48年3月31日
55歳になる人	昭和42年4月1日～昭和43年3月31日
60歳になる人	昭和37年4月1日～昭和38年3月31日
65歳になる人	昭和32年4月1日～昭和33年3月31日
70歳になる人	昭和27年4月1日～昭和28年3月31日



●問い合わせ先

健康子育て課 健康づくり室
☎54-7744(直通)

7月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。あわせてご覧ください。なお、6月の予定は広報5月号15ページをご覧ください。

内容	日時	対象者	摘要
10～11カ月児健診	1日☎受付13:00～	令和3年7月16日～ 8月20日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
運動発達の相談 (作業療法士)	6日☎ 13:30～16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どもの運動発達に関すること(いざり・ハイハイしない・お座りができないなど) 相談員:作業療法士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
子育て相談会	7日☎ 10:00～12:00 15日☎ 14:00～16:00	子育てに関して相談のある人	相談内容:子どもの発達や子育てに関すること 相談員:心理士(または保健師) ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
3歳児健診	8日☎受付13:00～	平成31年4月1日～ 令和元年5月5日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
助産師相談会	12日☎ 9:00～12:00	妊婦・産婦	相談内容:妊娠に関すること、授乳などで悩んでいること 相談員:助産師 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
ことばの相談	12日☎ 14:00～16:00	子どものことばの面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どものことばに関すること (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員:言語聴覚士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
ハーフバースデー	19日☎ 9:30～11:30	令和3年12月～ 令和4年1月生まれ	内容:ベビーダンス・離乳食の話 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
1歳6カ月児健診	20日☎受付13:00～	令和2年12月1日～ 令和3年1月15日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
土日開催 健康相談	23日☎・31日☎ 10:00～11:30、13:00～15:00 ※23日☎午前・31日☎は、事業の都合上遊びに利用できません	健康相談のある人	相談内容:子育て・健康管理・その他健康に関すること 相談員:保健師、管理栄養士
母子手帳交付		妊婦	妊娠届出書を持参してください。
3～4カ月児健診	26日☎受付13:00～	令和4年3月1日～ 4月15日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
2歳児歯科健診	27日☎受付13:00～	令和2年6月1日～ 7月15日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
母乳 & 離乳食相談	28日☎受付 9:30～	乳幼児と親または家族	持ち物:母子手帳 相談員:助産師・栄養士・保健師 相談内容:授乳(乳房トラブル)、離乳食のことなど ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイヤル 24」 ☎0120-026-103 へ! (年中無休・通話無料)



生後半年のお祝い

ハーフバースデーを開催します

2分の1のお誕生日をみんなで楽しくお祝いしましょう!ベビーダンスで親子のスキンシップをとりながら、離乳食や育児の悩みなどを同月齢のみんなで共有しませんか?

対象

- ★期日 7月19日◎
- ★時間 9:30~11:30
- ★場所 保健センター
- ★内容 ベビーダンス、離乳食&育児相談、記念写真が撮れるフォトコーナー
- ★対象 令和3年12月~令和4年1月生まれの子とその親
- ★定員 親子10組
(定員になり次第終了となります。)
- ★申し込み 7月5日◎~12日◎(土・日を除く)
に窓口または電話でお申し込み下さい。



定期高齢者肺炎球菌 予防接種のお知らせ

高齢者の肺炎重症化予防のための定期高齢者肺炎球菌予防接種を実施しています。

4月上旬に対象者へ送付したお知らせには、吉岡町・榛東村・渋川市で接種できる医療機関が同封されていますが、その他、県内の多くの医療機関で接種することができます。詳しくは接種を希望する医療機関や健康づくり室へお問い合わせください。

▶対象 下記の表に該当し、過去に肺炎球菌予防接種を一度も受けたことがない人

年齢	生年月日
65歳になる人	昭和32年4月2日~昭和33年4月1日
70歳になる人	昭和27年4月2日~昭和28年4月1日
75歳になる人	昭和22年4月2日~昭和23年4月1日
80歳になる人	昭和17年4月2日~昭和18年4月1日
85歳になる人	昭和12年4月2日~昭和13年4月1日
90歳になる人	昭和7年4月2日~昭和8年4月1日
95歳になる人	昭和2年4月2日~昭和3年4月1日
100歳になる人	大正11年4月2日~大正12年4月1日



申し込み・問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)

休館日 6/6月・13月・20月・27月・30月
7/4月

わらべの会の読み聞かせ
毎週土曜日 11:00~
パネルシアター
6/8月・22月 10:00~
文化センター2階 視聴覚室または和室

図書館



(文化センター内) ☎54-6767

吉岡町図書館

検索

「赤城・榛名をわたる風 吉岡町」 ~志摩悦子写真展~

志摩悦子さんが撮影した町の人々の生活風景などをモノクロ写真で展示します。

期日 6月15日◎~19日◎
時間 9:00~18:00(6月19日は15:00まで)
場所 図書館入口前 展示ギャラリー

「吉岡町郷土民話紙芝居」 DVD完成試写会 **入場無料**

「わらべの会」の読み聞かせを収録した9編の郷土民話紙芝居のDVDを上映します。

期日 6月19日◎
時間 9:30~17:00
場所 文化センター2F 視聴覚室
定員 最大入場者数 25人程度
申し込み 当日、会場受け付けで申し込みをしてください

雑誌リサイクル

期日 7月2日(土)~18日(日)◎
※なくなり次第終了

時間 9:00~18:00
場所 図書館入口前
展示ギャラリー

図書館で使用していた雑誌を1人2冊まで差し上げます。

新着紹介

一般向け(図書)

いざ!に備える遊びで 防災体験BOOK (神谷明宏/いかだ社)

体を使って楽しく遊びながら、災害に備えよう。防災対策をグループや家族で話し合いながら学ぶ活動、かんたん料理とお役立ちグッズ、避難所で楽しむレクリエーションゲームなどを紹介。TRC7-7より

おしゃべりな部屋 (川村元気/中央公論新社)

部屋の数だけ、そこに暮らす人と、おしゃべりなモノたちとの思い出がある。近藤麻理恵が片づけてきた部屋にまつわる実話を基に、川村元気が紡いだ、すこし不思議な7つの部屋の物語。『読売新聞』連載を加筆修正。TRC7-7より

DVD となりのシムラ

CD COLLAGE (菅田 将暉)

児童向け(図書)

ぼくのねこ (鈴木のりたけ/PHP研究所)

男の子が、いつもと同じ場所で、いつものねこにごあいさつ。でも、いつもと模様が違う?「毎日同じ模様じゃつまらない」というねこに、男の子は、いろいろな模様を考えてあげることに…。絵さがしも楽しめるゆかいな絵本。TRC7-7より

わたしのかぞくみんなのかぞく (サラ・オレアー/あかね書房)

学校で、自分の家族の話をするようになった女の子。「わたしの家族はほかとちがうから」と黙ってしまいますが、クラスメイトたちの家族もちがっていて…。子どもたちのユーモラスな語りを楽しみ、あたたかい家族のお話。TRC7-7より



こども読書 スタンプラリー 2022



本を読んでカードにスタンプを集めよう!

20冊以上本を読んだ
子には賞状を贈呈します。

●対象
駒寄小・明治小在校生

●期間
7月1日(金)~12月27日(日)

消火栓調査にご理解・ご協力を

① 消火栓調査は、火災発生時に直ちに消火活動ができるよう、消火栓の調査を定期的に実施しています。調査によっては家庭の水道水に若干の濁りが生じる場合がありますが、少しいの間、水を出し続けることで濁りは解消されます。消火栓調査にご理解・ご協力をお願いします。

☎️ 25・0119

自死遺族相談

① 家族などの大切な人を自死で亡くした人が大きなショックを受け、悲しみや不安、怒りなどのさまざまな感情を抱くのは自然なことです。しかし、その気持ちを周囲に話すことは難しく、ひとりで抱える場合も多いと言われています。

② 県こころの健康センターでは、遺族などが安心して思いを語ることが出来る自死遺族相談を開催しています。精神科医師・保健師が話を伺いし、秘密は堅く守られます。

③ 家族など(家族、婚約者、親

しい友人など)を自死で亡くした人

① 原則毎月第1木曜日
② 午後1時30分～(予約制)
③ 県こころの健康センター
④ 電話で申し込みをしてください。

① 県こころの健康センター
(前橋市野中町368)
☎️ 027・263・1156

ほたる鑑賞会

① 例年6月に、漆原ほたると水辺の会が開催している「ほたる祭り」ですが、令和4年度は「ほたる鑑賞会」として行います。

② 6月10日(金)～15日(土)
③ 午後8時～9時30分
④ ケイマンゴルフ場南側水路
⑤ 漆原ほたると水辺の会事務局
☎️ 090・6923・2940



第1回日曜緑化講座

① 毎年おいしい実をならせたい柿の摘果と病害虫防除

② 柿は古くから栽培されており、たくさんの品種があります。家庭果樹として人気が高く育てやすいですが、大きくて甘い実を収穫するためには日頃の適切な管理が欠かせません。良い実をならせるための摘果と病害虫防除に関する講座を開催します。

③ 6月12日(日)
④ 午前10時～正午
⑤ 県緑化センター
⑥ 先着16人
⑦ 無料

⑧ 電話で申し込みをしてください。

⑨ 県緑化センター
☎️ 0276・88・7188

健康講座

① 町地域包括支援センターの看護師と保健師による健康講座を開催します。テーマは、日常生活で取り組める「血圧の管理」と「お口の健康」についてです。自分の体を知り、学んだことを今後の日常生活に生

かし、いつまでも元気に過ごしましょう。

② 6月17日(金)
③ 午後1時30分～3時
④ 隣保館 会議室
⑤ 20人
⑥ 電話または窓口で申し込みをしてください。

⑦ 隣保館
☎️ 54・4692
(月～金、午前9時～午後5時)

献血にご協力をお願いします

① 6月24日(金)
② 午前10時～正午、午後1時15分～4時
③ 町役場



④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、血液が不足しています。会場でも感染予防対策を行います。通常より時間がかかる場合があります。時間に余裕をもってお越しください。

⑤ 200ml献血は、医療機関からの需要状況により人数制限をする場合があります。

⑥ 介護福祉課 福祉室
☎️ 26・2246(直通)

小・中学生から始めるマイコンボードプログラミング講座

① 県立渋川工業高等学校情報システム研究部が講師となり、マイコンボード(基板)を使った、簡単なゲームのプログラミングについて学びます。

② 7月26日(土)
③ 午前の部：午前10時～正午
④ 午後の部：午後1時30分～3時30分

⑤ 県立渋川工業高等学校コンピュータ室
⑥ 渋川市・吉岡町・榛東村在住で、プログラミングの基本を習得したい小学4年生～中学生3年生

⑦ 各部10人(計20人)
⑧ 定員を超えた場合は抽選とし、結果を連絡します。

⑨ 無料

⑩ 上履き、飲み物、マスク

⑪ 6月30日(木)までに電話、メールまたは渋川市ホームページの応募フォームで申し込みをしてください。

⑫ メールで申し込みの場合、「マイコンボードプログラミング講座申し込み」と記載し、

⑬ 希望時間(午前の部または午後の部) ⑭ 住所 ⑮ 氏名 ⑯ 学



6月 Information

ごみの出し方

燃えないごみ 第1・第3水曜日(第5水曜日は休み)
カセットボンベ、スプレー缶などは必ず穴をあけて、燃えないごみへ出してください。割れビンも燃えないごみです。

分別ごみ 第2・第4水曜日

ペットボトルは、識別表示マークが付いているものが対象です。(※ペンなどで記入したもの、薬剤などを入れていたものは対象外です。)



粗大ごみ(回収は2カ月に一度)

7月 6日(火) 8:00~ 9:00 下八幡神社(南下)
10:30~11:30 上野原集会所(上野原)
7月 20日(火) 8:00~ 9:00 漆原文化センター(漆原西・東)
10:30~11:30 三津屋田端公会堂(大久保寺上)
粗大ごみシール 1枚15円

児童館 ☎20-5960

開館時間
月~金 10:00~17:00
土 10:00~15:00 日・祭は休館

6月 14日(火)	10:30~	みんなあつまれ!
17日(金)	16:00~	父の日のプレゼント作り
25日(土)	10:00~15:00	リサイクルの日
27日(月)	16:00~	映画会

英語あそび	6月 3日・10日(金)	10:30~	
えくぼクラブ	6月 13日(月)	リズムあそび	10:30~
		ママシンガーズ	11:00~
	20日(月)	リトミック	10:30~
	27日(月)	リズムあそび	10:30~
	ママシンガーズ	11:00~	
	28日(火)	救急法	10:30~

人口 人口 22,201人(40) 男性 10,938人(19)
世帯数 8,661戸(23) 女性 11,263人(21)
令和4年5月1日現在()は前月比

相談会 予は予約が必要です。お問い合わせください。

障害福祉なんでも相談室

期 第2月曜(6/13、7/11)
時 13:00~17:00
(15:00~手話通訳者設置)
場 役場第1会議室
問 福祉室
☎26-2246

人権・行政・無料法律相談

(法律相談のみ 予)
期 第2木曜(6/9、7/14)
時 13:30~15:30
(法律相談は~16:00)
場 老人福祉センター
問 囚福祉室
☎26-2246
団 人事行政室
☎26-2240
団 社会福祉協議会
☎54-3930

空き家等無料相談 予

期 第2金曜(6/10、7/8)
時 13:30~16:15
場 役場第1会議室
問 都市建設室
☎26-2278

無料法律相談 予

期 第4木曜(6/23)
時 19:00~
場 問 隣保館
☎54-4692

こころの相談 予

期 第1・3木曜
(①6/16、②7/7)
時 13:30~15:30
場 ① 渋川市保健センター
② 渋川保健福祉事務所
内 精神科全般
問 渋川保健福祉事務所
☎22-4166

休日当番医

(注意)・内科・外科・小児科のいずれかの医師が順番で担当しています。すべての病気・ケガに対応できない場合があります。
・変更になっている場合がありますので、医院へ確認してからお出かけください。 ※耳鼻科・歯科は診療時間が正午までです。

月	日	内 科	外 科	耳 鼻 科※	歯 科※	
6	5 Ⓧ	井口医院 渋川市金井 25-1100	竹内小児科 吉岡町大久保 30-5151	あだち整形外科 渋川市金井 30-1170		明治歯科診療所 吉岡町上野田 25-8101
	12 Ⓧ	本沢医院 渋川市石原 23-6411	入内島内科医院 渋川市半田 60-7322	関口病院 渋川市渋川 22-2378	川島医院 渋川市渋川 22-2421	スマイル歯科 クリニック 吉岡町大久保 30-5033
	19 Ⓧ	みゆきだ内科医院 渋川市行幸田 60-6070	斎藤内科 外科クリニック 渋川市金井 22-1678	渋川医療センター 渋川市白井 23-1010	吉岡ちよだ 耳鼻咽喉科 吉岡町大久保 26-7546	たけうち歯科医院 吉岡町下野田 25-7700
	26 Ⓧ	湯浅内科クリニック 渋川市渋川 20-1311	榛東わかば クリニック 榛東村山子田 20-5531	高野外科胃腸科医院 渋川市渋川 24-2454		山下歯科医院 渋川市渋川 22-0648
7	3 Ⓧ	厚成医院 渋川市石原 22-1060	赤城開成クリニック 渋川市赤城町 20-6500	加藤整形外科医院 渋川市行幸田 20-1007		平形内科歯科医院 渋川市石原 22-2233

◎渋川地区消防本部救急病院等案内テレホンサービス ☎23-0099 ◎夜間急患診療所(19:00~22:00 年中無休) ☎23-8899
◎よしおか健康NO.1ダイヤル24 ☎0120-026-103 健康相談・医療相談など24時間年中無休・無料でお受けします。
◎耳鼻科の休日当番医についてですが、継続が困難となりましたので、6月末をもちまして終了させていただくこととなりました。



HOT SHOT

村田 イサヲさん(南下) 100歳おめでとうございます

町と社会福祉協議会は、大正11年3月20日生まれの村田イサヲさんに記念品などを贈りました。

和服の裁縫が得意なイサヲさん。昔は着物の仕立てを頼まれるほどの腕前で、お孫さんに着物を作ったこともあるそうです。いつまでもお元気でいてください。



交通安全教室

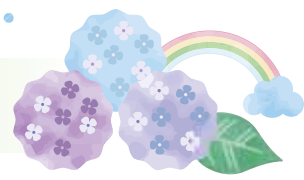
4月28日、駒寄小学校で交通安全教室が開催されました。

子どもたちは、小学校近くの交差点で横断歩道の渡り方を学びました。



ハーフバースデー

5月17日、保健センターでハーフバースデーが開催されました。参加者は、インストラクターの説明を聞き、赤ちゃんの体を優しくマッサージしたり、ベビーダンスをしたり親子で気持ちよく身体を動かしました。楽しいひとときを過ごし心身ともにリフレッシュできたそうです。



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
<p>実施場所 町役場 保健センター 老人福祉センター 隣保館 議会 文化センター</p> <p>※保健センター事業の詳細については、広報5月号15ページをご覧ください</p>						
5	6	7	8	9	10	11
文化協会発表会②	町証明発行延長 (住民環境室) 19:30まで 燃えるごみ(明治地区)	燃えるごみ(駒寄地区)	10~11カ月児健診 やさしい筋トレ教室 文化協会展示会② 分別ごみ(全域)	町定例農業委員会 人権・行政・ 無料法律相談 閉会日 燃えるごみ(明治地区)	一般質問 (変更の可能性有り) 広報6月号発行日 燃えるごみ(駒寄地区)	文化協会発表会① 文化協会展示会①
12	13	14	15	16	17	18
健康相談・ 母子手帳交付 パパ・ママClass 文化協会発表会③	町障害福祉 なんでも相談室 燃えるごみ(明治地区)	保マタニティーClass 燃えるごみ(駒寄地区)	2歳児歯科健診 やさしい筋トレ教室 燃えないごみ(全域)	保子育て相談会 燃えるごみ(明治地区)	保3歳児健診 燃えるごみ(駒寄地区)	文化協会発表会④ 文化協会展示会③
19	20	21	22	23	24	25
文化協会発表会⑤	保総合健診 町証明発行延長 (住民環境室) 19:30まで 燃えるごみ(明治地区)	保総合健診 燃えるごみ(駒寄地区)	1歳6カ月児健診 やさしい筋トレ教室 町定例教育委員会 分別ごみ(全域)	隣無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	燃えるごみ(駒寄地区)	保健康相談 母子手帳交付
<p>ごみ収集場所マナーアップ週間</p>						
26	27	28	29	30	7/1	2
	燃えるごみ(明治地区)	燃えるごみ(駒寄地区)	保ことばの相談 保やさしい筋トレ教室	町県民税普通徴収 第1期納期限 保母乳&離乳食相談 燃えるごみ(明治地区)	保10~11カ月児健診 広報7月号発行日 燃えるごみ(駒寄地区)	
3	4	5	6	7	8	9
	町証明発行延長 (住民環境室) 19:30まで 燃えるごみ(明治地区)	燃えるごみ(駒寄地区)	保運動発達の相談 やさしい筋トレ教室 燃えないごみ(全域) 粗大ごみ(南下・上野原)	保子育て相談会 燃えるごみ(明治地区)	町空き家等無料相談 保3歳児健診 燃えるごみ(駒寄地区)	

内容が変更・中止になる場合があります。町ホームページなどで確認をしてお出かけください。

2022年6月号 No.375
毎月第1金曜発行

発行：吉岡町役場 編集：企画財政課
〒370-3692(郵送の際は住所記入不要)
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

☎0279-54-3111(代表) FAX 0279-54-8681
URL https://www.town.yoshioka.gunma.jp/
✉yos3111@town.yoshioka.gunma.jp(代表)



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

友好都市 たいきちょう 大樹町通信

認定こども園たいき落成
大樹南保育園と北保育園を統合し、「認定こども園たいき」として新たな園舎が完成しました。3月30日に落成式、4月1日に入園式が行われ142人の園児を迎え入れました。
子育て支援センターを併設し、まんべんなく自然光が入る開放感あふれる新園舎になりました。

このコーナーでは友好都市大樹町の魅力を町民の皆さんに紹介します。

わが家の愛ドルを募集しています

広報よしおかでわが子を紹介してみませんか？
2歳以下のお子さんを募集中です。
郵送またはメールで受け付けています。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先
企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)

【編集後記】

梅雨入りが近づいています。
雨の日は、なんとなく体も心も重くなるように感じる
ので、梅雨の時期は少し憂鬱です。
自分に合ったリフレッシュ方法を探して梅雨を乗り
越えたいと思います。